

甘楽町役場 ☎74-3131(代) FAX 74-5813(代)  
 にこにこ甘楽 ☎67-7655(代) FAX 67-7066(代)

甘楽町まちづくり定住  
 応援金

町内に新しく家を建てたり購入した  
 場合、または建て直した場合に  
 応援金を交付します。住宅を取  
 得した日から1年以内に申請して  
 ください。



申請要件

- ・甘楽町に居住していること
- ・延床面積が50㎡以上の専用住宅  
 を建築または取得した場合
- ・居住部分が50㎡以上の併用住宅  
 を建築または取得した場合
- 《対象外》 ・増改築

- ・公共事業等の補償などにより住  
 宅を建築または取得した場合
- ・相続、贈与、そのほか対価を伴  
 わずに住宅を取得した場合

応援金の額 7万円

加算額 ①～④各3万円  
 次の条件に該当した場合は、応  
 援金に加えて加算金を交付します。

- ①転入加算 ②子ども加算
  - ③土地購入加算 ④町内業者加算
- ※詳しくは、ホームページをご確  
 認またはお問い合わせください。

申請・問い合わせ

住民課税務係  
 ☎(64)83313



甘楽町住宅リフォーム  
 促進事業補助金

町内の業者を活用して自宅をリ  
 フォームした場合に、費用の一部  
 を補助します。



対象者

《申請者の要件》

- ・町内に築5年以上の住宅を所有  
 し、そこに居住している人
- ・右記住所で住民基本台帳に記録  
 されている人
- ・過去に、本事業および甘楽町住  
 環境改善助成事業の交付を受けて  
 いない人

《申請者および同居している共有者  
 (住宅の共有名義の所有者)の要件》

- ・町税等を滞納していないこと
- ・暴力団員等でないこと

対象住宅 補助金対象者が所有し  
 居住する築5年以上の住宅

申請受付期間

4月3日(月)～令和6年1月31日(水)

対象工事

- (次の要件を全て満たすこと)
- ・内装、浴室、トイレ、外壁の塗  
 装などの生活環境向上を目的とす  
 るリフォーム工事であること
- ・町内の業者(法人は本店が町内  
 にある業者)に発注する工事であ  
 ること

ること

- ・補助対象の工事費用が10万円(税  
 込み)以上であること
- ・補助金の交付決定を受けるまで  
 工事に着手していないこと
- ・令和6年2月29日(木)までに工事  
 完了報告ができること

補助金額

《補助率》補助対象の工事費用の  
 20%以内(中学生以下の子どもが  
 いる場合は30%以内)

《限度額》20万円

※詳しくはホームページをご確認  
 またはお問い合わせください。

申請・問い合わせ

建設課都市計画係  
 ☎(64)83322



空き家に対する各種補助金

◎空き家リフォーム補助金

空き家を取得してリフォームする  
 場合に、費用の一部を補助します。

対象者 町内の空き家を取得して  
 その空き家へ転居または転入を予  
 定している人

対象住宅 令和5年4月1日時点  
 で、1年以上居住していない住宅

対象工事 リフォーム経費が20万  
 円(税込み)以上かかる工事

補助金額 対象工事費の  
 2分の1以内  
 (上限50万円)

申請受付期間

6月1日(木)～8月31日(木)



◎危険空き家等除却補助金

危険空き家等を除却しようとする  
 人に対して、費用の一部を補助  
 します。

対象者 不良住宅または  
 特定空き家などの除却をする人

補助金額 対象工事費の  
 5分の4以内  
 (上限50万円)

◎空き家片付け応援補助金

空き家バンクに登録している空  
 き家を片づける場合に費用の一部  
 を補助します。

対象者 空き家バンク登録物件の  
 所有者または購入者(賃借人)

補助金額 対象経費の  
 2分の1以内  
 (上限10万円)

申請受付期間

4月3日(月)～令和6年1月31日(水)



※詳しくはホームページをご確認  
 またはお問い合わせください。

申請・問い合わせ

企画課企画調整係 ☎(74)3133